

【資料一覧】

○添付資料

資料番号	資料名称
別紙 1	整備計画地域図
別紙 2	インフラ整備状況参考図
別紙 3	雨水排水区域図
別紙 4	ボーリングデータ
別紙 5	道路付替設計図書【平面計画図（案）】
別紙 6	飛込プール参考図
<u>別紙 7</u>	<u>既設農業用水参考図</u>

○添付資料のうち、入札公告時に示すもの

資料番号	資料名称
別紙●	用途地域の変更計画図
別紙●	汚水区分割図
別紙●	造成設計図書
別紙●	道路付替設計図書（平面計画図を除く。）
別紙●	器具・備品リスト
別紙●	関係部署 指示・協議事項一覧

○配布資料（参加資格者のうち、希望する者にデータを配布する。）

資料番号	資料名称
資料 1	野村公園体育館設計成果
資料 2	地質調査成果
資料 3	測量調査成果

ア 設計業務

- (7) 基本業務
- (イ) 設計業務

イ 建設業務および工事監理業務

- (7) 基本業務
- (イ) 建設工事（造成、外構整備等を含む。）
- (ウ) 工事監理業務
- (エ) 器具・備品等調達設置業務

ウ 開業準備業務

- (7) 基本業務
- (イ) 事前広報、利用受付業務
- (ウ) 施設予約システム整備業務
- (エ) 開館式典および内覧会等実施業務
- (オ) 開館準備期間中の本施設の運営・維持管理準備業務
- (カ) プール公認取得業務

エ 本施設の引渡しおよび所有権移転に係る業務

(2) 道路付替業務

ア 基本業務

イ 道路付替工事

ウ 工事監理業務

(3) 運営・維持管理業務

ア 運営業務

- (7) 基本業務
- (イ) 利用受付業務
- (ウ) 広報・情報発信業務
- (エ) 大会等開催支援業務
- (オ) にぎわい創出業務
- (カ) スポーツ健康づくり推進業務
- (キ) プール監視等業務
- (ク) プール公認更新業務
- (ケ) 駐車場・駐輪場運営業務
- (コ) 周辺施設、関係団体等連携業務
- (サ) 物販コーナー等運営業務
- (シ) 自由提案事業
- (ス) 事業期間終了時引継業務

削除：機関

て知り得た秘密の保持について必要な措置を講じること。

13 その他

(1) 市による任意の確認

市は、事業者に本事業についての説明や書類提出等をいつでも求め、確認することができる。

(2) 市との協議

事業者は、事業期間を通じて、市との間で本事業についての協議を行うための定例会を開催し、会議録の作成等を行うこと。

(3) 市および関係者との調整

市は、市、**市スポーツ協会等**の関係団体、関係機関等で構成する「関係者協議会」を設置し、本事業についての意見交換を行うことから、事業者は、同協議会に参加し、会議の開催調整、司会・進行、会議録の作成等の支援を行うこと。

(4) 周辺住民等との調整

事業者は、本事業を円滑に推進できるよう、適時、周辺住民等に対して本事業における各業務の実施に係る説明や意見交換等を行うこと。

(5) 提出資料の作成等

関係法令等の規定や補助金交付申請等により市が関係機関等に資料等を提出する必要がある場合は、市の指示に従い作成や修正等を行うこと。

(6) 会計検査受検の対応

本事業は補助金の活用を予定している事業であり、会計検査受検対象となる見込みであるため、受検時は検査資料の作成、検査への同席・技術的助言、関連業者との調整等を行うこと。

(7) 現場視察等の対応

関係団体や関係機関等が本施設を対象とした現場視察や現場研修会等を行う場合は、事業者は、市の指示に従い適切に対応すること。

エ 地盤状況

事業区域の地盤状況について、参加資格者のうち希望する者に、「資料2 地質調査成果」のデータを配布する。なお、設計、建設等の実施に当たり、事業者の負担において追加調査を行うこと。

削除: 追加調査が必要な場合は、

オ 埋蔵文化財

事業区域は埋蔵文化財包蔵地範囲外である。ただし、工事中に埋蔵文化財と思われるものを発見したときは、現状を変更することなく速やかに市に報告するとともに、「文化財保護法」に基づき、市教育委員会事務局歴史文化財課へ発見届を提出し、その取扱いについて協議を行うこと。

カ 土壌調査

事業者は、「土壌汚染対策法」に基づく届出等を行うこと。
なお、詳細については滋賀県南部環境事務所と協議を行うこと。

キ 測量

事業区域の測量について、参加資格者のうち希望する者に、「資料3 測量調査成果」のデータを配布する。なお、設計、建設等の実施に当たり、追加調査が必要な場合は、事業者の負担において行うこと。

ク 緑化率

緑化率はプール整備計画地、駐車場整備計画地のそれぞれにおいて、面積の3%以上とする。

(2) 施設整備の概要

ア 施設構成

(7) 基本的な施設構成については、次のとおりとする。

区分		概要
本施設	プール棟	○屋内 50mプール 水深 0m～3.0m（可動床・可動壁を整備すること。） ○飛込兼用屋内 25mプール 水深 0m～5.0m（可動床を整備すること。） ※飛込プールと屋内 25mプールをそれぞれ単独で整備することも可とする。 ○関連諸室等 選手控室、会議室、医務室、器具庫 等
		飛込ドライランド、トレーニングルーム、スタジオ、キッズスペース 等
		受付・事務室、応接室、中央監視室、設備室、倉庫、授乳室 等
	延床面積合計 13,500 m ² 程度	
	外構	駐車場、駐輪場 等
自由提案施設		事業者の任意の提案により、事業者の負担において整備する施設

(イ) 整備計画地内に整備できる本施設の建築面積は 8,500 m²以内とする。

(ウ) 自由提案施設をプール棟内に整備する場合は本施設に含む。

イ 自由提案施設

- (7) 事業者の任意の提案により実施する自由提案事業に伴う自由提案施設の整備、運営・維持管理は、全て事業者の負担において実施すること。なお、当該施設において実施される自由提案事業で得られる収入については、全て事業者の収入とする。自由提案事業の詳細については、「第 5-3-(12) 自由提案事業」を参照すること。
- (イ) 本事業の基本方針と合致し、整備計画地内に整備することにより、利用者の利用促進や利便性向上、市の財政負担の軽減に寄与するとともに、本事業の事業計画に過度の影響を与えない施設とすること。
- (ウ) 原則として、整備計画地内にプール棟とは別に整備することとし、本事業終了時には容易に解体・撤去できる構造とすること。ただし、プール棟内に整備する場合は、プール棟の所有権移転と同時に自由提案施設の所有権も無償で市に移転すること。

- (エ) プール棟と別に整備する自由提案施設の所有権は事業者にあるものとし、整備に当たっては、事業者は「草津市都市公園条例」の規定に基づき、公園施設設置許可申請書を提出し、市の許可を受けること。設置許可期間は、本施設の引渡日から事業期間終了日（令和20年3月31日）までとする。
- (オ) 事業期間終了時には、自由提案施設を事業者の負担において解体・撤去し、対象敷地を更地で市に返還すること。

ウ 本施設の位置付け

- (7) 「地方自治法」第244条に規定する公の施設
- (イ) 「都市公園法」第2条第2項に規定する公園施設
- (ウ) 「災害対策基本法」第49条の4に規定する指定緊急避難場所
- (エ) 「災害対策基本法」第49条の7に規定する指定避難所（広域避難所）

エ プールの公認取得

プールは、「プール公認規則」に従い、次の公認を取得すること。

- (7) 屋内50mプール
 - a 公称50m国内基準競泳プール（種別：国内一般プール・AA）以上
 - b 公称25m国内基準競泳プール（種別：国内一般プール・AA）以上 (2面)
 - c 国内基準公認水球プール以上
 - d 国内基準公認アーティスティックプール以上
 - (イ) 飛込兼用屋内25mプール
 - a 国内基準飛込プール以上
 - b 公称25m国内基準競泳プール以上
- ※飛込プールと屋内25mプールをそれぞれ単独で整備することも可とする。
その場合、飛込プールにおいては国内基準飛込プール以上、屋内25mプールにおいては公称25m国内基準競泳プール以上の公認を取得すること。

2 施設計画

(1) 建築計画

ア 配置・外部動線

- (ア) 都市公園に立地することに十分配慮すること。
- (イ) 造成地盤は施設の利便性、安全性等を踏まえた施設配置およびアプローチ動線計画とすること。
- (ウ) 外部動線は「別紙● 道路付替設計図書」を参考に計画すること。なお、整備計画地への乗入れ部について、事業者の提案に応じて位置を変更することは差し支えないが、関係機関と協議を行い、車両の進入出時における交通の安全性に配慮した位置とすること。ただし、プール整備計画地に設ける乗入れ部は、1路線につき1か所とし、駐車場整備計画地に設ける乗入れ部は市道西大路4号線に1か所とすること。
- (エ) プール棟等の出入口の位置およびその数は事業者の提案とするが、駐車場等との位置関係、動線に十分配慮すること。
- (オ) 一般車両と業務用車両との動線交差に配慮すること。
- (カ) 徒歩、自転車、原動機付自転車、自動二輪車および自動車での来訪を考慮し、利用者の利便性に配慮するとともに、歩車分離による歩行者の安全性を確保すること。
- (キ) エントランス付近にはピロティや庇等を適切に配置し、降雨時等でもアプローチしやすい計画とするとともに、利用者の滞留にも配慮すること。
- (ク) プール棟等にスムーズに出入りできるよう、送迎バス等の停車位置に配慮すること。
- (ケ) 緊急車両の動線や寄り付きに配慮すること。
- (コ) 事業区域は住宅地に隣接していることから、周辺への影響を最小限にとどめるよう、利用者動線等に配慮すること。

削除: 出入口

削除: の西側

削除: 出入口を

削除: 場合

削除: その位置を変更

削除: を認めない

イ 平面・内部動線

- (ア) 空間構成は、初めて訪れる人にとっても容易に理解できるよう、明快にすること。
- (イ) 様々な用途に対応することができる機能的な平面計画とし、運営しやすい計画とすること。
- (ウ) 大会時等は、観客、大会等関係者、一般利用者等の動線を明確に区分すること。
- (エ) 外部からプールサイドに直接出入りできる管理用の搬入・搬出口を、1か所以上設置すること。
- (オ) ドライゾーンとウェットゾーンを明確に区分すること。
- (カ) 大会関係者等のため、ドライゾーンからプールサイドに出入りできる動線を確保すること。

なお、導入後はセキュリティ対策や定期的な更新を行うこと。

(3) 各施設・各諸室計画

ア 共通事項

- (ア) 各諸室の天井高は、利用に支障のないよう、適切な高さを確保すること。
- (イ) 各諸室は、必ずしも専用の個室として整備する必要はないが、大会等の運営に支障のないよう、必要な機能を備えること。また、通常時の有効な利用方法について提案を行うこと。
- (ウ) 使用用途に応じて室の出入口は2か所以上とすること。また、扉は引き戸を原則とし、ドアクローザはストップ装置付きとすること。

イ プール施設

室名・項目	要求水準
1) 屋内 50mプール	<ul style="list-style-type: none"> (ア) プールサイズは長さ 50.02m、幅 25.02mとし、プールを分割利用するための可動壁を設置すること。 (イ) 長辺方向については、レーンの幅 2.5mを確保し、レーン数を8レーン以上で、公称 50m国内基準競泳プール（種別：国内一般プール・AA）以上の公認を取得すること。 (ウ) 分割した 25mプールについては、レーンの幅 2.0m～2.5mを確保し、同時に遊泳可能な 16レーン以上で、公称 25m国内基準競泳プール（種別：国内一般プール・AA）以上 <u>(2面)</u> の公認を取得すること。 (エ) 水深 0m～3.0mに変更可能な可動床を設置すること。なお、想定される利用形態に合わせた水深調整があらかじめ設定されたプリセットパターンを用意し、ボタン操作一つで容易に水深の変更操作を行えるものとし、かつ 10cm 単位以下で手動による無段階調整を行えるものとする。 (オ) スタート台とターンボード（取り外し式）を設置すること。 (カ) 高齢者や身体障害者等の入水に配慮するため、移動式の簡易階段等を備えること。 (キ) 天井の梁等の形状、照明器具の配列等をレーン方向に変更する等、選手の心理的側面にも十分に配慮した計画とすること。 (ク) 両端壁の水面上の立ち上がりは、それぞれ 0.3mとすること。 (ケ) プール壁には、休息だなまたは休息用のくぼみを 2か所設けること。
2) 飛込兼用屋内 25mプール	<ul style="list-style-type: none"> ○飛込兼用とする場合 (ア) プールサイズは長さ 25.02m、幅 20m以上とし、公称 25m国内基準競泳プールおよび国内基準飛込プール以上の公認を取得すること。

第2 施設計画に関する要求水準

室名・項目	要求水準
	<p>こと。</p> <p>(ウ)大型器具の搬入や外部からの器具等の搬入に配慮すること。</p> <p>(エ)換気を十分に行い、壁面の結露や床面の水たまりができないように配慮すること。</p> <p>(オ)利用者が安易に立ち入ることのないように配慮すること。</p> <p>(カ)大会時には選手用通路として利用できるよう、配置等に配慮すること。</p>

ウ 付属施設

室名・項目	要求水準
1) 全般	<p>(ア)年間を通じて快適に利用できるよう、室内環境に配慮すること。</p> <p>(イ)素足で歩く部分は、床が冷たい等不快に感じないようにするとともに、出入りするドア等は足の指を挟まないような構造とすること。</p> <p>(ウ)床の仕上等は水たまりができず滑りにくい仕様とする等、安全かつ衛生的に利用できるものとする。</p> <p>(エ)プールの湿気・臭気が更衣室等に流れ込まないようにするとともに、湿気対策に十分配慮すること。</p> <p>(オ)シャワー等の設置数については、事業者の集客予想により、同時使用率や大会時等の集中利用等を勘案して適切な数を設定すること。</p>
2) 更衣室	<p>(ア)男女別とし、外部から見通せない構造とすること。</p> <p>(イ)男女それぞれ200個以上のロッカーを設置すること。</p> <p>(ウ)ロッカーはスプリング付きヒンジとして、自動閉扉するものとする。</p> <p>(エ)洗面台、水飲み設備、トイレ等の必要な機能を備えること。</p> <p>(オ)ドライヤー、水着脱水機等を適所に備えること。</p> <p>(カ)衣類、履物の着脱のため、適所にベンチを設置すること。</p> <p>(キ)男女別で更衣室からプールサイドへの動線を確保すること。</p> <p>(ク)ウェットゾーン側に前室を設け、ドライゾーンと明確に区分すること。</p> <p>(ケ)床面をドライに保つことができる機能を備えること。</p> <p>(コ)トレーニングルーム等の利用者も使用することを想定し、動線に配慮すること。</p>
3) 多目的更衣室	<p>(ア)誰もが利用しやすい更衣室を独立して2室以上設けること。</p> <p>(イ)多目的トイレを2室以上設けること。</p>

削除: か所

第2 施設計画に関する要求水準

室名・項目	要求水準
14) 廊下・階段等	(ア)利用者が利用する階段の手すりは2段式とすること。 (イ)十分な幅員を持たせる等、大会時等の集中利用時においても安全に利用できる計画とすること。

オ 外構等

項目	要求水準
1) 駐車場・駐輪場	(ア)利用者用の駐車場は有料とし、200 台以上を確保するとともに、出入口にゲートバーを設置すること。 (イ)車いす優先区画と思いやり区画をプール棟等にアクセスしやすい位置に設けること。 (ウ)大型バスの駐車スペースを適宜確保すること。 (エ)タクシーや臨時バスの乗降場や乗客の待機場所を適宜設けること。 (オ)関係者用の駐車スペースを適宜確保すること。 (カ)テレビ中継車および電源車の駐車スペースを各 1 台以上、プール棟にアクセスしやすい位置に設けること。 (キ)原動機付自転車および自動二輪車の駐輪場を適宜確保すること。 (ク)自転車の駐輪場を適宜確保すること。ただし、大会時等の集中利用時においては、自転車の駐輪台数を 180 台程度確保すること。なお、屋根の設置等、雨避けについて配慮すること。 (ケ)駐輪場の出入口と駐車場の車両出入口は分離して設けること。 (コ)自動車の誤操作等による利用者等への加害を軽減できるよう、配置や障壁等の設置に努めること。
2) 外灯	(ア)主要な動線の範囲および駐車場・駐輪場に設置すること。 (イ)景観に配慮したデザインとすること。
3) 植栽	(ア)樹種等は周辺環境との調和やメンテナンス性に配慮したものを選定すること。
4) 門扉・フェンス	(ア)プール整備計画地の乗入れ部 ¹ 1 か所以上に、門扉、袖壁、銘板を設置すること。 (イ)整備計画地の外周に、高さ 2m以上のメッシュフェンスを設置すること。 (ウ)メッシュフェンスは固定柱方式とし、足掛かりがしにくい形状とすること。
5) ごみ置き場(屋外)	(ア)耐久性のある材料により壁、屋根で囲われた、独立した構造とすること。

削除: 出入口

イ 設計業務

(7) 基本事項

a 基本設計

基本設計は、本書および事業提案書に基づいて主要な技術的検討を行い、建築物の空間構成を具体化した内容とすること。また、単なる建築物の全体像を概略的に示す程度の業務とせず、実施設計に移行した場合に各分野の業務が支障なく進められる主要な技術的検討が十分に行われたものとする。

b 実施設計

実施設計は、前述した基本設計が確認された後、これに基づく工事の実施に必要であり、事業者が工事費内訳書を作成するために十分な内容とすること。

(イ) 留意事項

a 西側の農業用水分水樹はサイフォン構造であるため、現況より低い天端高にならず、県道下笠大路井線（西側）の地盤高より高い分水樹となる（詳細は、「別紙7 既設農業用水参考図」を参照すること。）。

b プール整備計画地と駐車場整備計画地間における利用者の動線は、原則、市道西大路4号線を横断しないように立体構造とし、プール棟と接続すること。なお、動線の詳細は関係機関等との協議により決定すること。

c 北側墓地（大路井山中墓地）への動線確保のため空地を設けること。

d 整備計画地の乗入れ部の詳細については、関係機関等との協議により決定すること。なお、プール整備計画地の乗入れ部については、西側乗入れ部を入口専用とすること。

削除: 渋川霊園墓地

(2) 建設業務および工事監理業務

ア 基本業務

(7) 業務計画書の作成

建設業務着手前に各種施工計画書・施工図、材料承諾書等を含む建設業務計画書等を作成し、次の書類とともに市に提出すること。建設業務計画書に変更があった場合も同様とする。

なお、提出書類の詳細は、市の指示するところによるものとする。

- ・建設業務計画書
- ・建設業務工程表
- ・建設業務実施体制表
- ・現場代理人・主任技術者届（経歴書を添付）
- ・その他建設業務の実施に必要な書類等

(イ) 事前調査等の実施

a 必要に応じて事前調査等を実施すること。

b 調査等に着手するまでに周辺住民や関係機関等の理解を得られるよう、十分に調整を行うこと。

第3 本施設の整備（設計、整備）に関する要求水準

(キ) 器具・備品の設置・保管に当たっては、市への引渡しまでに耐震対策や動作確認等を行うこと。

	調達主体	所有者	保守・更新の主体	事業終了時の取扱い	サービス購入料の支払有無
要求施設の器具・備品（購入）	事業者	市	事業者	市が継続所有	あり
要求施設の器具・備品（リース契約）	事業者	リース業者	事業者	市に無償譲渡 ^{※1}	あり
自由提案施設の器具・備品	事業者	事業者	事業者	撤去 ^{※2}	なし

※1：リース契約で調達した器具・備品は、市に無償譲渡することとして計画すること。

※2：事業者と市の協議により市が器具・備品の全てまたは一部を買い取る場合がある。

(3) 開業準備業務

ア 基本業務

(7) 業務体制の確立

事業者は、開業準備業務責任者を配置し、開業準備業務体制表と併せて開業準備業務着手前に開業準備業務責任者届を市に提出すること。

(イ) 開業準備業務計画の作成

事業者は、建設工事着手前に開業準備業務計画書等を作成し、次の書類とともに市に提出すること。

なお、提出書類の詳細は、市の指示するところによるものとする。

a 提出時期

本施設の建設工事に着手する前

b 記載項目

- (a) 業務実施体制
- (b) 業務履行体制
- (c) 開業準備業務責任者の氏名・所属・保有資格および略歴
- (d) 開業準備業務の実施内容ならびに工程計画

(ウ) 業務報告書の作成

事業者は、開業準備業務に関する日報および月報を「開業準備業務報告書」として作成し、「第 5-2-(9) 業務報告書の作成」に準じて、市に提出すること。

削除: 設計業務

削除: 開発

カ プール公認取得業務

「プール公認規則」に従い、次の公認を取得すること。

取得においては、プール公認取得申請（事前審査・本申請）に伴う申請書類の作成一式およびその他申請に必要な業務を行うこと。申請に要する費用（公益財団法人日本水泳連盟に支払う公認料および公認測量者旅費等を含む。）は事業者の負担とする。なお、公認基準を満たすための設備等については常時設置（リースも可）とする。

(7) 屋内 50m プール

- a 公称 50m 国内基準競泳プール（種別：国内一般プール・AA）以上
- b 公称 25m 国内基準競泳プール（種別：国内一般プール・AA）以上 (2面)
- c 国内基準公認水球プール以上
- d 国内基準公認アーティスティックプール以上

(i) 飛込兼用屋内 25m プール

- a 国内基準飛込プール以上
- b 公称 25m 国内基準競泳プール以上

※飛込プールと屋内 25m プールをそれぞれ単独で整備することも可とする。
その場合、飛込プールにおいては国内基準飛込プール以上、屋内 25m プールにおいては公称 25m 国内基準競泳プール以上の公認を取得すること。

(4) 本施設の引渡しおよび所有権移転に係る業務

事業者は、市から本施設の工事完了確認通知を受領した後、引渡予定日までに本施設の所有権を市に移転する手続きを行い、完成図とともに本施設を市へ引き渡すこと。

ウ 竣工図書の作成

(7) 竣工図書

事業者は、道路管理者による完了検査に必要な次の竣工図書を道路管理者に提出するとともに、「滋賀県電子納品運用ガイドライン（案）【土木工事編】」に従い、電子データを提出すること。

書類	部数	備考
工事記録写真	3部	
完成図面	4部	原図版：1部、A3縮小版：3部
竣工検査図書	3部	
竣工写真	3部	

削除: 竣工図 (土木)

削除: 施工図

(i) 竣工写真の著作権等

- a 事業者は、市による竣工写真の使用が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを市に対して保証すること。かかる竣工写真の使用が第三者の有する著作権等を侵害し第三者に対して損害賠償の責任を負い、または必要な措置を講じなければならないときは、事業者がその賠償を負担し、必要な措置を講じるものとする。
- b 事業者は、竣工写真の使用について次の事項を保証すること。
 - (a) 県および市は、竣工写真を無償で使用することができる。この場合、著作権名を表示しないことができる。
 - (b) 事業者は、あらかじめ市の承諾を受けた場合を除き、竣工写真が公表されないようにし、かつ、竣工写真が市の承諾しない第三者に閲覧、複写または譲渡されないようにすること。

エ 完了検査等の実施

- (7) 事業者は、工事完了後、速やかに道路管理者による完了検査を受検し、道路管理者に引継を行うこと。
- (i) 事業者は、道路管理者が指定する引継図書を作成の上、提出すること。

(2) 道路付替工事

ア 基本事項

- (7) 業務対象の道路付替工事を「滋賀県一般土木工事等共通仕様書」等に準じて実施すること。
- (i) 道路付替設計については、市が関係機関等との協議を行う予定である。施工に当たっては、「別紙● 道路付替設計図書」を参考とすること。なお、事業者の提案により修正設計を行う場合は、当該設計図書に示された仕様と同等以上とすること。また、関係機関等との協議が必要となった場合は、事業者の責任において実施すること。

3 運営業務

(1) 業務方針

次の事項を業務方針として運営業務を実施すること。

- (ア) 本施設は、県立スイミングセンターの代替機能を担うプールであり、かつ、市立施設であることに留意し、県民、市民に適切なサービスを提供するとともに、快適な利用環境を確保すること。
- (イ) 特定の団体等に有利または不利にならないよう、利用者の平等な利用を確保すること。
- (ウ) 事故防止、安全管理には、特段の注意義務をもって当たること。
- (エ) 利用者等の意見および要望を把握し、運営業務に反映させるように努めること。
- (オ) 創意工夫やノウハウを活用し、合理的かつ効率的な業務実施に努めること。
- (カ) 新たなにぎわいの創出やスポーツ健康づくりを推進するため、YMITアリーナ（くさつシティアリーナ）等の周辺施設、関係団体等と積極的に連携を行うこと。
- (キ) 関係法令等を遵守し、必要な手続きを行い、業務を実施すること。

(2) 利用受付業務

ア 共通事項

- (ア) 利用受付の主な業務は、利用区分に応じた利用者の受付に関する業務、利用者の決定に関する業務、利用料金徴収に関する業務である。
- (イ) 利用者はもとより、電話等による各種問い合わせに対しても丁寧かつ適切な対応を行うこと。利用者等から意見、要望等を受け付けた場合は、速やかにその内容を検討し、迅速に対応した上、その記録を残すこと。
なお、事業者が指定管理者として対応すべき範囲を超える内容の場合は、速やかに市に報告し、その指示・判断に従うこと。
- (ウ) 利用者のニーズをはじめとする情報や、収入の状況等について多様なデータの収集・管理が行えるシステムを導入し、データの把握、整理、分析を行い、業務報告書において市に報告すること。また、デジタル化を念頭に、IoTを活用したネットワーク上での混雑状況の把握や予約等を可能とすること。
なお、導入後はセキュリティ対策や定期的な更新を行うこと。

削除: および

イ 利用者の受付に関する業務

- (ア) 一般利用（個人）に関する業務
 - a 当日来場する利用者の入場の効率化と利便性向上を図ること。
 - b 受付付近に掲示板等を設置し、施設の利用方法、料金体系、当日のイベントや実施プログラム等の情報を利用者に対して分かりやすく提供すること。
 - c 受付では、入退場者の確認、利用料金の徴収および施設機能の案内等を行うこと。